

富田林の
自然

No. 3



1990・6・10

富田林の自然を守る会

短歌

探鳥会

佐藤靖彦

鶉ひよどりの鋭きさえずりふいにあり梢にむけて耳そばだてる
繁殖期なればさえずり美しく雄は雌を呼びよせている
山の道わけ入り行くに縄張を侵さると大瑠璃おおるりは鳴く
汗なでる風涼しきよ鶯うぐいすののどかなさえずり眼下まなしたに聞く
望遠鏡見れば間近の雉鳩きじばとよ息づくいのちのまなご優しき
ブナ林緑の大樹うれの末高くテツペンカケタカ時鳥ほととぎす鳴く
おやあれは啄木鳥きつつきの叩くドラミング シロホンの低
き音に似ている

野鳥棲む自然を壊すな鶯の谷渡りを聞く山を降りつつ

(金剛山よりみちハイキングで 一九九〇年六月三日)

嶽山自然観察会の記録

1989年9月23日

昨年9月23日、次のようなコースで自然観察会を行ないました。〔富田林駅→バス→龍泉→龍泉寺→市営キャンプ場→城山オレンジ園（昼食）→やまびこみかん園→初芝高校→滝谷不動→近鉄滝谷不動駅〕。観察会には約15人が参加しました。

この観察会と、それに先立って9月10日および17日に行なった下見で見かけた植物とチョウの記録です。植物は、その時花または実が見られたもの、チョウは成虫を見かけたものです。主なものを番号で地図に示しています。



観察会の帰りに滝谷不動駅前の喫茶店で、感想を語り合いました。

- 花の一つづつの名前がなぜついたのか、名前の由来もわかって楽しかった。ナンバンギセルが見られたのはよかった。こんなところにゴルフ場ができるのは困る。一度つぶされたものはもどらない。
- 二上山や葛城山などの山道を自転車で走っている。こんな近い所にこんないい山があるのを知った。

嶽山はいい山だ。いい道を紹介してもらった。

- 自然があるからこそ人間がきもちよく暮らせる。石川は土やからこそ水がきれいになるのだ。
- 富田林に住んで10年になるが、近くにあんないいコースがあるとは知らなかった。身近な花にも名前があり存在感がある。
- 嶽山に住んでいるが、草花の名前も知らない。ナンバンギセル、ワレモコウ、オミナエシなど見れてよかった。
- タラ、アケビなど取りに行きたかったが実際には知らなかった。今日実際にみて感激した。子供の頃は自然がすぐそこにあったが名前など覚えようとも思わなかった。
- 母とはじめて参加した。全然知らないものが多く勉強になった。
- 参加できたのがうれしかった。すごい種類の花をみて親しみを感じた。自然が身近に感じられた。
- 自分のフィールドなのに知っている名前は少ししかなかった。チョウもあんなにいるなんて！。石川は散歩していても腹が立つ。川は自然の姿のままでは川とは言えない。

観察した植物

合 弁 花

- | | |
|--------------|--------|
| (1) ヘクソカズラ | (あかね科) |
| (2) アカネ | (あかね科) |
| (3) スズメウリ(実) | (うり科) |

- | | | | |
|-----------------|-----------|------------------|----------|
| (4) カラスウリ (実) | (うり科) | (55) ガマ | (がま科) |
| (5) オオバコ | (おおばこ科) | (56) ツユクサ | (つゆくさ科) |
| (6) オミナエシ | (おみなえし科) | (57) ヤブミヨウガ | (つゆくさ科) |
| (7) ツリガネニンジン | (ききょう科) | (58) ヒガンバナ | (ひがんばん科) |
| (8) ヨモギ | (きく科) | (59) ホトトギス | (ゆり科) |
| (9) ヒヨドリバナ | (きく科) | (60) ヤブラン | (ゆり科) |
| (10) オオアレチノギク | (きく科) | (61) ツルボ | (ゆり科) |
| (11) アキノノゲシ | (きく科) | | |
| (12) ヨメナ | (きく科) | 木 本 | |
| (13) タカサブロウ | (きく科) | (62) アケビ (実) | (あけび科) |
| (14) ベニバナボロギク | (きく科) | (63) ミツバアケビ (実) | (あけび科) |
| (15) ヤブタバコ | (きく科) | (64) タラノキ | (うこぎ科) |
| (16) アメリカセンダングサ | (きく科) | (65) クサギ | (くまつづら科) |
| (17) キツネノマゴ | (きつねのまご科) | (66) イヌビウ (実) | (くわ科) |
| (18) オカトラノオ | (さくらそう科) | (67) ガマズミ (実) | (すいかずら科) |
| (19) トウバナ | (しそ科) | (68) ムクノキ (実) | (にれ科) |
| (20) テリミノイヌホオツキ | (なす科) | (69) イヌザンショウ (実) | (みかん科) |
| (21) ヒヨドリジョウゴ | (なす科) | (70) サンショウ (実) | (みかん科) |
| (22) ナンバンギセル | (はまうつほ科) | | |
| (23) ヒルガオ | (ひるがお科) | | |

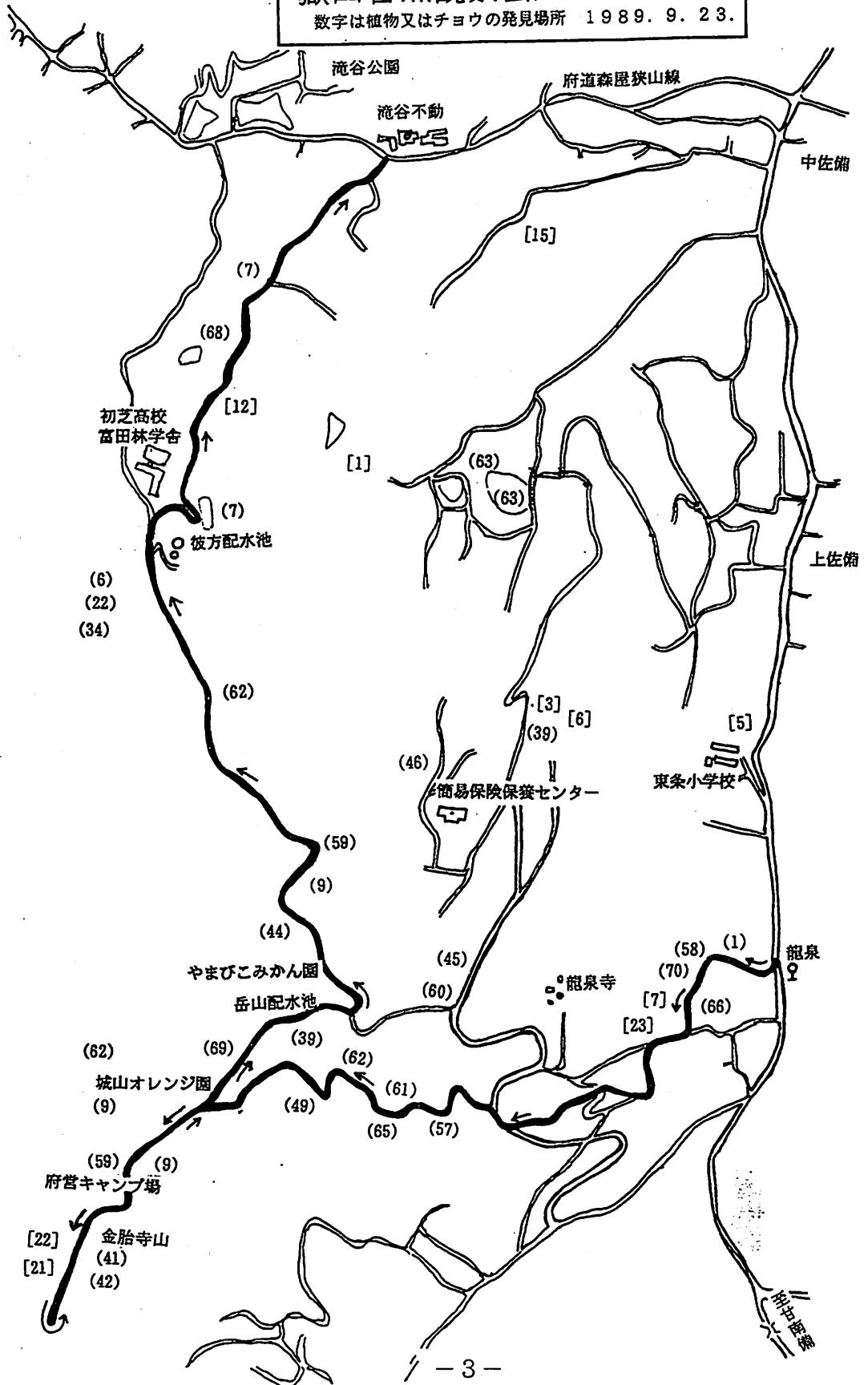
観察した子ウレ

- | | | | |
|----------------|-----------|-----------------|------------|
| 離 弁 花 | | | |
| (24) イヌガラシ | (あぶらな科) | [1] カラスアゲハ | (あげはちょう科) |
| (25) オランダガラシ | (あぶらな科) | [2] クロアゲハ | (あげはちょう科) |
| (26) クサマオウ | (いらくさ科) | [3] キアゲハ | (あげはちょう科) |
| (27) カナムグラ | (くわ科) | [4] アオスジアゲハ | (あげはちょう科) |
| (28) イタドリ | (たで科) | [5] モンキアゲハ | (あげはちょう科) |
| (29) ミズヒキ | (たで科) | [6] アゲハ | (あげはちょう科) |
| (30) イヌタデ | (たで科) | [7] ムラサキシジミ | (しじみちょう科) |
| (31) イシミカワ | (たで科) | [8] ベニシジミ | (しじみちょう科) |
| (32) オオニシキソウ | (とうだいぐさ科) | [9] ツバメシジミ | (しじみちょう科) |
| (33) コニシキソウ | (とうだいぐさ科) | [10] ウラギンシジミ | (しじみちょう科) |
| (34) ワレモコウ | (ぼら科) | [11] ヤマトシジミ | (しじみちょう科) |
| (35) キンミズヒキ | (ぼら科) | [12] ゴイシジミ | (しじみちょう科) |
| (36) イノコヅチ | (ひゆ科) | [13] キチョウ | (しろちょう科) |
| (37) ヒナタイノコヅチ | (ひゆ科) | [14] モンシロチョウ | (しろちょう科) |
| (38) アメリカカフウロ | (ふうろそう科) | [15] コジャノメ | (じゃのめちょう科) |
| (39) ヤブガラシ | (ぶどう科) | [16] ヒメウラナミジャノメ | (じゃのめちょう科) |
| (40) ノブドウ (実) | (ぶどう科) | [17] キマダラヒカゲ | (じゃのめちょう科) |
| (41) ニシキハギ | (まめ科) | [18] イチモンジセセリ | (せせりちょう科) |
| (42) マルバハギ | (まめ科) | [19] ダイミョウセセリ | (せせりちょう科) |
| (43) クズ | (まめ科) | [20] ツマグロヒヨウモン | (たてはちょう科) |
| (44) ヌスビトハギ | (まめ科) | [21] キタテハ | (たてはちょう科) |
| (45) ヤブツルアズキ | (まめ科) | [22] コミスジ | (たてはちょう科) |
| (46) ヨウシャヤマゴボウ | (やまごぼう科) | | |
| 単 子 葉 植 物 | | | |
| (47) アキノエノコログサ | (いね科) | | |
| (48) ススキ | (いね科) | | |
| (49) ジュズダマ (実) | (いね科) | | |
| (50) チカラシバ | (いね科) | | |
| (51) オヒシバ | (いね科) | | |
| (52) カゼクサ | (いね科) | | |
| (53) メヒシバ | (いね科) | | |
| (54) コゴメカヤツリ | (かやつりぐさ科) | | |



嶽山自然観察会ルートマップ

数字は植物又はチョウの発見場所 1989. 9. 23.



嶽山の草花

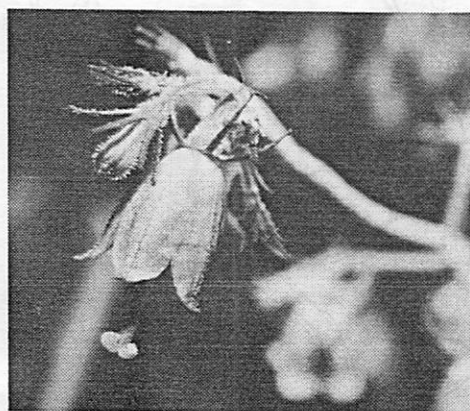
観察会で見られた草花のいくつかを紹介します。



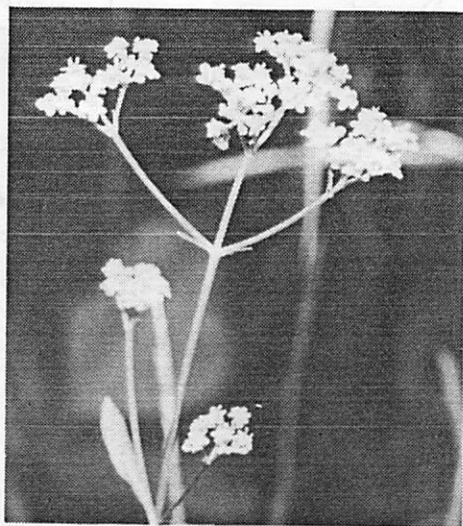
ヒヨドリバナ（きく科）



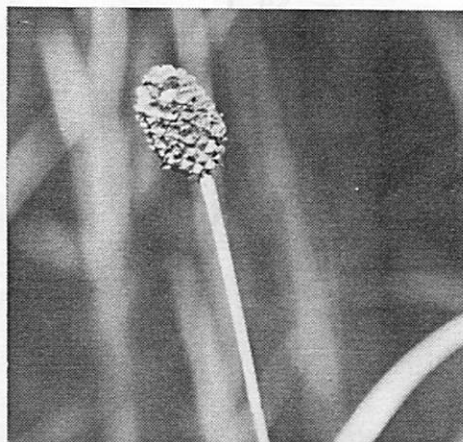
ヤマホトトギス（ゆり科）



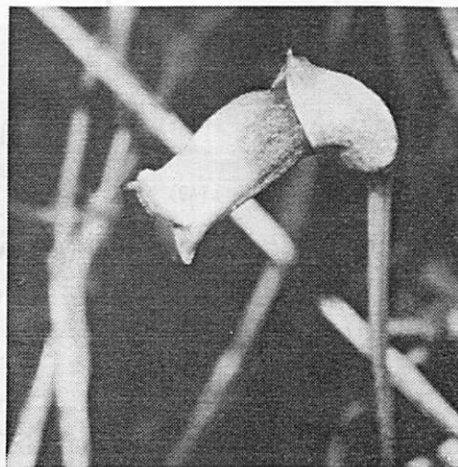
ツリガネニンジン（ききょう科）



オミナエシ（おみなえし科）



ワレモコウ（ぼら科）



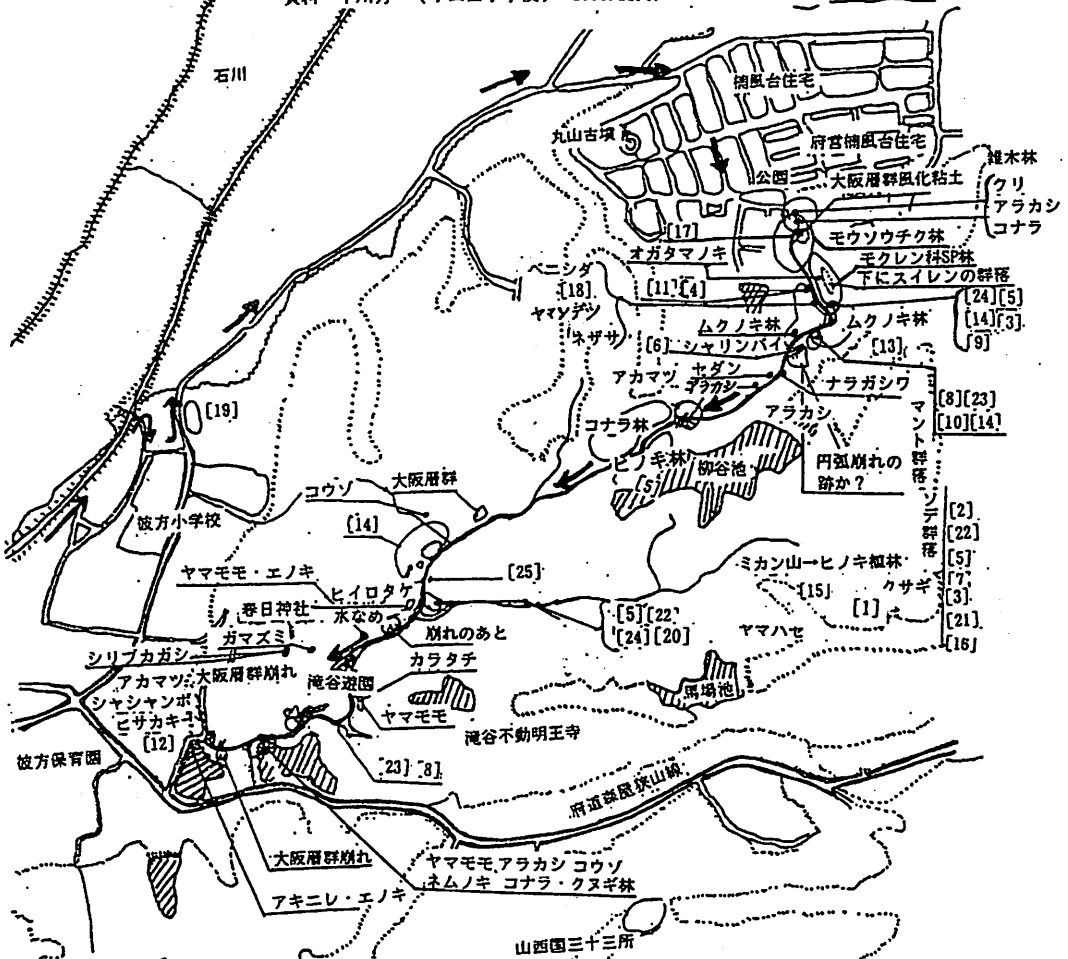
ナンバンギセル（はまうつぼ科）

彼方自然観察会ルートマップ

高橋→楠風台→滝谷公園

1989. 11. 19.

資料 中川秀一(小山田小学校) 1989.11.5. 1989.11.8. 調査



[1] アメリカフウロ	[14] セイタカアワダチソウ
[2] イスタデ	[15] ダンドボロギク
[3] イノコズチ	[16] チカラシバ
[4] ウmanoszusuka	[17] チゴユリ
[5] オオアレチノギク	[18] チヂミザサ
[6] オオオナモミ	[19] ヒガンバナ
[7] オオバコ	[20] ヒメムカシヨモギ
[8] カナムグラ	[21] ヒヨドリジョウゴ
[9] クサイチゴ	[22] ワルナスビSP
[10] クズ	[23] ヤブガラシ
[11] コ克蘭	[24] ヨウシャヤマゴボウ
[12] サルトリイバラ	[25] ヨメナ
[13] シロツメグサ	

ムクノキ・エノキ林 百本木調査

滝谷不動高橋右岸川岸林

調査：中川秀一 1987.11.15.

種名	高木層	亜高木層	低木層	合計
1 ムクノキ	5	9	3	17
2 エノキ	5	1	3	9
3 ケヤキ	1	4	2	7
4 オニグルミSP			1	1
5 アラガシ		1	18	19
6 アオキ			10	10
7 シロダモ			3	3
8 ネズミモチ			2	2
9 ヤブツバキ			8	8
10 シユロ			3	3
11 イヌビワ			2	2
12 ビワ			4	4
13 ヤツデ			1	1
14 ナワシログミ			1	1
15 ヤブニッケイ			2	2
16 ナナメノキ			1	1
17 アカメガシワ			1	1
18 クサギ			4	4
19 ナンテン			2	2
20 イテヨウ (細)			1	1
21 イロハモミジ (細)			2	2
合計	11	15	74	100

ムクノキ・モクレン科SP林 百本木調査

箱風台上

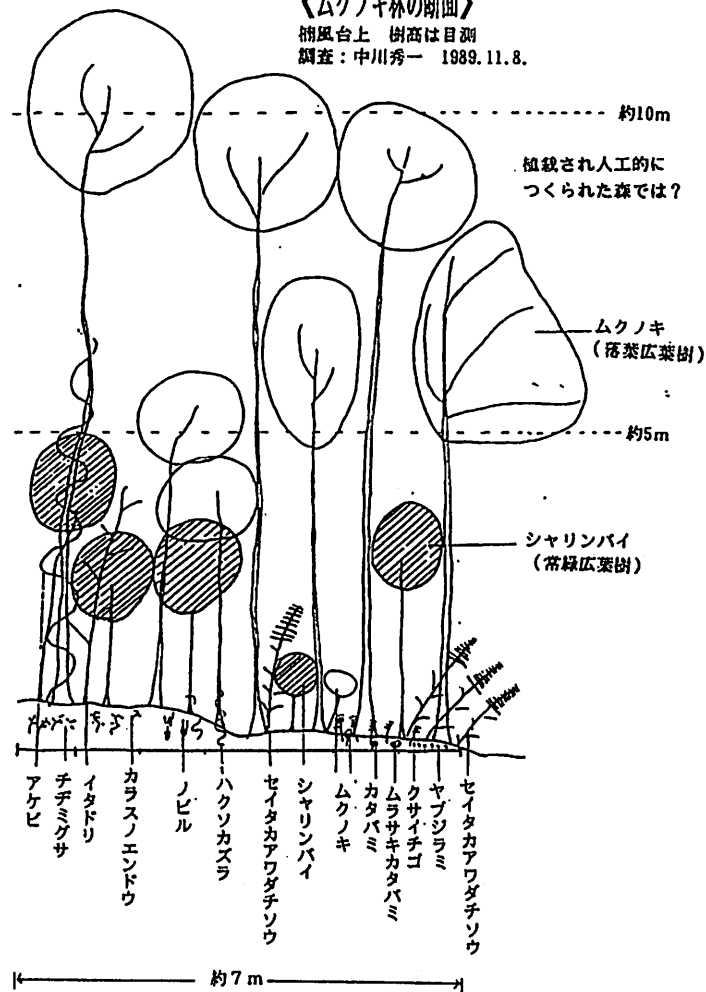
調査：中川秀一 1989.11.8.

種名	高木層	亜高木層	低木層	合計
1 ムクノキ	5	11	34	50
2 モクレン科SP	4	4	8	16
3 エノキ			5	5
4 コナラ			2	2
5 シャリンバイ			18	18
6 ヒノキ			1	1
7 カマズミ			2	2
8 イヌビワ			3	3
9 ヤブツバキ			2	2
10 ヤマハゼ			1	1
合計	9	15	78	100

〈ムクノキ林の断面〉

箱風台上 樹高は目測

調査：中川秀一 1989.11.8.



自然保護の現状を聞く

市役所を訪問して(1990.4/7.4/14)

ゴルフ場開発やリゾート開発による自然破壊が全国的に大きな問題となっています。大阪では関西新空港、関西学術都市などを軸に大阪湾の埋め立て、丘陵地開発、リゾート開発、ゴルフ場開発、幹線道路建設など大型プロジェクトが目白押しです。富田林でも嶽山にゴルフ場、甘南備には乗馬クラブ、東条地区では農地開発やスポーツ公園などの計画があるとのこと。そればかりか産業廃棄物の埋立地があちこちのみられます。みどりが豊かで、永住志向が強いといわれている富田林に自然がなくなってしまうのではないかと心配です。身近に自然がたくさん残っていて生活にうるおいのあるまち、そういうまちづくりが必要なのではないのでしょうか。

質問したこと

私たちは自然保護に対する市の考え方や現在どのような開発計画があるのかなどを知る目的で、次のような質問を持って市役所を訪問しました。

①自然環境保全についての市の計

画、考え方は。

②自然保護関係の条例、要綱等はあるか。

③市内の開発計画は。

④嶽山にゴルフ場の計画はあるのか。

⑤石川の整備は最終的にはどうなるのか。

⑥産業廃棄物による埋立地はどれくらいあるのか。

⑦住宅地に残っている自然(例えば河岸林)の保護は考えていないのか。

⑧市内の木や山林、市として保護措置をとっているものはあるか。

わかったこと

驚いたことにこれだけのことを聞くために6つもの課をまわらなければならなかったことです。「石川の整備計画」については都市整備課へ、「ゴルフ場計画」については都市計画課へ、「農地開発」については農林課へ、「産業廃棄物」については環境衛生課へといったぐあいです。

ともあれ2日間の市役所訪問でわ

かったことは次のようなことです。

(1)市の自然保護計画について

特にはない。風致地区の指定などが考えられるが富田林にはない。御具久留御魂神社の裏の山が府の自然環境保全地区に指定された。寺内町の竹藪は保存できるよう努力しようと思っている。石川河川敷は河南橋の下手がバードサンクチュアリーと32して唯一自然のまま残る。

(2)条例について

「富田林の環境保全と向上に関する基本条例」（昭和52年6月29日条例第23号）がある。（これは抽象的な理念を述べたものであり、具体的な枝条例がないため乱開発の規制には有効でないと思われる。）

(3)石川の整備について

府の事業で「あすかプラン」として行なっている。現在の工事は府の河川砂防であり治水対策である。河川公園としての整備計画は市も参画して11月をめどに決定する。

(4)農地開発について

東条地区に「都道府県営農地開発事業」として、3区画約100haの計画があり現在1区画を工事中。工事中のものは約20haで「ふれあい農園」となる。他の2区画は一般の農地となる。完了は5年後。10年間は転用で

きない(転用するには補助金を返還しなければならない)。

(近くに「スポーツ公園」と「墓地公園」ができる)

(5)嶽山ゴルフ場計画について

61年12月に、富田林カントリークラブから事前相談があった。その内容は滝谷不動のある森や狭山線をはさんで、北は楠風台まで、南は西側斜面（東側は農用地なので開発できない）初芝高校あたりまでの約100haで、9ホールずつとし道路はブリッジでつなぐというもの。63年3月に一部変更してきている（115ha）。それ以来進展していない。用地の買収が進んでいないようだ。最近の社会的問題もあり今後も進展しないであろう。一部に打撃練習場ができています（約2ha）。

ゴルフ場は府の基準で現況緑地を40%、造成後の緑地を含めて65%の緑地が必要なので、事前相談のあった当時は他の開発が入るよりはまじだと考えていたが、最近農業の問題などが言われており造らないほうが良いと考えている。

(6)その他の開発計画について

乗馬クラブ：甘南備（東阪三日市線の西側）に乗馬クラブ（約5ha）を造ることで1-2年前から話があった。すでに本申請が出ており、もうすぐ許可がおりる予定。

住宅開発：カガリ山（南徳寺前の山）、10haずつ2カ所。伏山台小学校の裏、約10ha。梅の里、羽曳野との境界、6ha。

スポーツ公園と墓地公園：甘南備に市の事業で開発している。スポーツ公園は土地買収中、墓地公園はほぼ買収済み。（両方で約25ha）

(7)産業廃棄物の埋め立てについて

産業廃棄物は府の環境整備課の管轄。民間業者による産業廃棄物埋立地は、業者の土地は一部で大部分は地主から借りているものである。埋め立て後は整地して地主に返す事になる。

土砂の埋め立てについては、6月頃に市の要綱ができる予定。環境衛生課が窓口となり関係部署（水利組合、農林、農業委員会、土木、生活環境、都市計画、社会教育、下水）の意見をまとめて許可を決定することになる。

市に望むこと

対応してくれた職員の方々はそれぞれ自然保護の必要性は十分認識されているのだが、市として一貫した方針がなくそれぞれの部門に任されているように感じられました。そして今回の訪問でわかっただけでも彼方、東条、甘南備を中心にかなりの開発が進められようとしています。この訪問を通じて思ったこと、市に

考えてほしいことを思いつくままに列挙してみます。

①自然環境保全を中心にすえたまちづくりの総合的な計画が必要ではなからうか。

②市に自然環境保全を専門に考える部門が必要ではないか。

③「富田林市の環境保全と向上に関する基本条例」のみでは不十分であり、具体的で有効な条例の制定が必要である。

④嶽山のゴルフ場計画に対しては市として明確にノーの意志表示をすべきである。

⑤石川の工事による自然破壊はすさまじいものであるが、河川敷公園には、たくさんの自然を残すような計画にしてほしい。

⑥住宅地の近くにわずかに残っている自然（中野町、若松町の竹藪、彼方の河岸林等）を保存するための具体的な方策考えてほしい。

富田林の自然を守る会
上角敦彦、田淵武夫



富田林市の環境保全と向上に関する基本条例

(昭和52年6月29日

条例第 23 号)

市民が健康で文化的な生活を営むには、生存の基盤をなし、安らぎの源泉である環境が常に安全かつ快適な状態に確保されていることが極めて重要であるとともに、市民に保証された基本的な権利である。

四季の移り変りを象徴する美しく豊かな自然と住みよい環境の富田林は、わたしたちの祖先のたゆまぬ努力によってもたらされた市民共有のものであり、何人も侵してはならない貴重な遺産である。

わたしたちは、この恵みに感謝し、富田林市民であることに誇りと喜びをもっている。しかし、科学技術の進歩は、人間の生活を高度化させたものの、一方では環境の汚染と破壊を引き起こしている。

もし、わたしたちひとりひとりがこうした傾向を放置するならば、自然の浄化循環作用を狂わせ動植物の生息をはばみ人間自らの生存をおびやかす深刻な事態への直面は明白である。

ことに、環境の汚染と破壊は、自然的現象よりも人間の活動に伴う社会的責任の欠如が最大の原因であることにわたしたちは深い反省を加え、人間の責務として良好な環境を阻害する一切の障害物を取り除かなければならない。

わたしたちが定めた市民憲章は、愛する郷土の発展並びに現在及び将来にわたる市民の幸福と繁栄を追求するために市民のとるべき行動を明らかにしている。

ここにわたしたち市民は、人間尊重の精神に立って環境に対する認識を改め、自然界との調和をはかりつつ良好な環境の整備育成に最善の努力を払い、さらに次の世代へ継承することを誓いこの条例を定める。

(目的)

第1条 この条例は、富田林市民が健康で文化的な生活を営むための良好な環境を確保するため、富田林市の自然環境、生活環境及び歴史・文化的環境等の保全と向上に関する基本的かつ総合的な事項を定めることにより、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で、安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1の目的を達成するため、国、その他の関係機関と協力して、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が推進する良好な環境の確保に関する施策に協力するとともに、にすすんでその確保に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が推進する良好な環境の確保に関する施策に積極的に協力するとともに、良好な環境を確保するため、事業者の責任において必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(基本的施策)

第6条 市は、第3条の規定に基づき次の各号に掲げる事項について関係機関と協力して必要な措置を講じ、良好な環境の確保に努めなければならない。

- (1)秩序ある開発及び開発規制並びに緑化推進等、自然環境に関すること。
- (2)公害等の防止及び市民の安全確保に関すること。
- (3)青少年の有害環境からの保護に関すること。
- (4)文化財等、歴史・文化的遺産の保護に関すること。
- (5)前各号に定めるもののほか、市民の健康で文化的な環境の保全及び向上に関すること。

(斡旋、調停)

第7条 良好な環境の確保に関して紛争が生じた場合、市は、その斡旋または調停にあたることができる。

(委員会の設置)

第8条 前条の斡旋または調停に関する事務を処理するため、富田林環境保全調停委員会を設置する。

(審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保等に関する事項について調査審議するため、富田林市環境保全審議会を設置する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

富田林みどりの基金条例

(昭和58年4月1日
条例第 9 号)

(目的)

第1条 市域の緑化を推進する次の各号に掲げる事業に資するため、富田林みどりの基金(以下「基金」という。)を設置する。

- (1) 規則で定める団体又は市民が行う緑化推進又は緑の保全に対する助成
- (2) 市が行う緑化推進事業

(積立)

第2条 毎年度基金として積立る額は、予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用金等の処理)

第4条 次の各号に掲げるものは、一般会計歳入歳出予算に計上し、その一部をこの基金の目的に充て、残金を基金に編入するものとする。

- (1) 基金の運用から生ずる収益
- (2) 寄附金

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

表紙の写真

段々畑

香川県の「段々畑」か、と写真を見ると思われる方もあるかも知れませんが、これは富田林の「チベット」と言われる東条・甘南備地域にある「段々畑」です。

この「段々畑」は、日本の農地の少ない中で、農民が農地を少しでも多くするために山腹などの傾斜地に段を設けて作られた畑です。

畑といっても、水田に活用されているものもあり、農民は「水」を溜めるために、並々ならぬ労力を払われたと思います。

東条・甘南備地域の「段々畑」も、その意味では歴史感もあり、大事さもあり、大切に維持・保存する必要があります。

三嶋

1990. 5. 26. 撮影

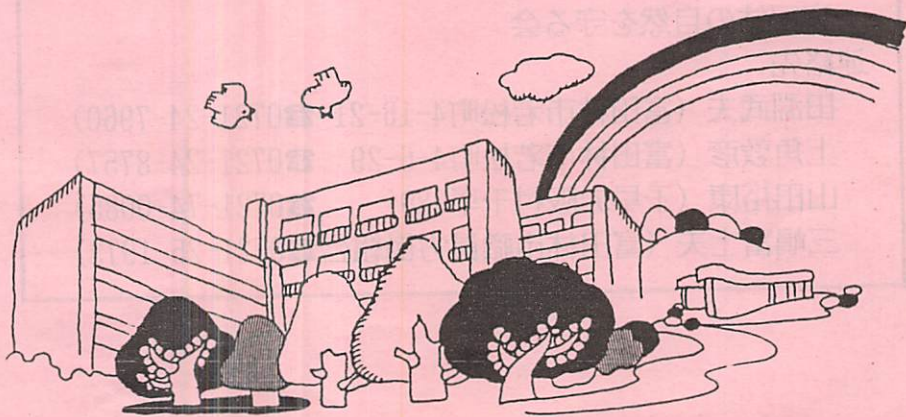
編集後記

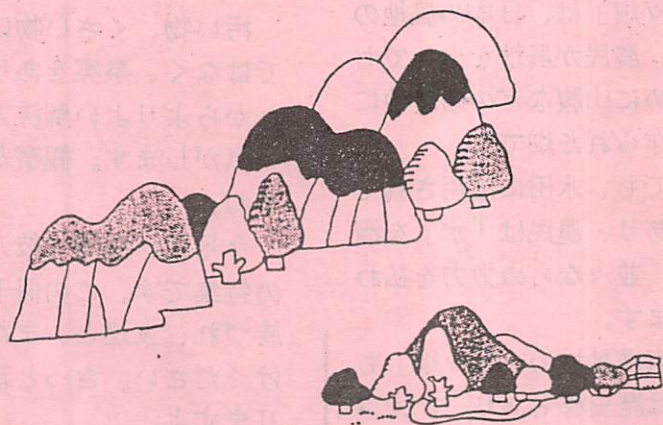
東京の中野区では、駅前に清掃工場を誘致（反対ではない）しようと住民運動が起こっていることを知りました。自分たちの出したゴミは、自分たちの所で処理するのがあたりまえという意識も広がっているようです。

汚い物、くさい物にフタをするのではなく、事実をありのまま見ることからよりよい解決方法が見えてくる気がします。観察が第一なのですね。

今号は、岳山・彼方周辺の観察会の特集です。この冊子を持って、家族づれ、友達と、また一人でお出かけください。きっと新しい発見がありますよ。

上角





発行

富田林の自然を守る会

連絡先

田淵武夫 (富田林市若松町4-16-21 ☎0721-24-7960)

上角敦彦 (富田林市若松町4-6-29 ☎0721-24-8757)

山田裕康 (千早赤阪村千早989 ☎0721-74-0085)

三嶋富士夫 (富田林市職員労働組合☎0721-25-1973)